



熊本県錦町

# みんな でつくる 美しい まちづくり

まちづくり条例ガイドライン



マスコットキャラクター  
錦太郎

新宮寺 (紅葉)

## ■はじめに

錦町は、元来緑豊かな山々と球磨川が織りなす雄大な自然、美しい田園、里山風景など農村空間が育む四季折々の変化を持ち、町民の生活の中に潤いとやさしさを伝えてくれる貴重な財産を有していましたが、快適な生活環境も近年の頻発化する災害や景観を損なう開発行為等の増加により、本来の美しさや、価値観が失われつつあります。

そこで、錦町の優れた景観や快適な環境を守り、育て、創り出すため、魅力ある郷土の形成と秩序ある開発を促し、誇りと愛着の持てる郷土の醸成に資することを目的とした「潤いと安らぎを守り育てる錦町まちづくり条例」に基づき、住みよい環境と快適な生活空間の想像を目指し、活力と魅力あるふるさとを後生に引き継ぐため、皆様の手によるまちづくり活動の推進を図りましょう。

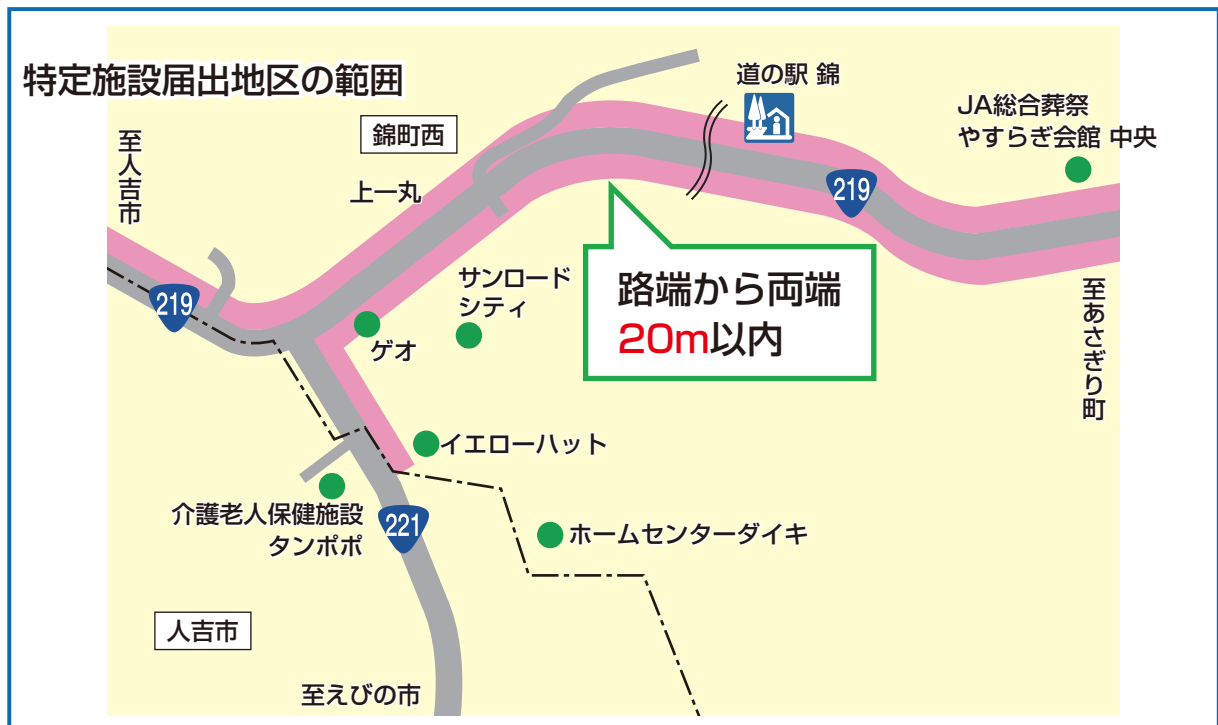


町の花「ツクシイバラ」

## ○ 特定施設届出地区

(国道 219 号線・国道 221 号線の路端から両側 20m 以内の区域)

行 為	届出の必要な特定施設の範囲
特定施設及び附帯施設 (広告塔及び広告板を除く)の新築、増築、移転 もしくは撤去または外観 の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>* マージャン屋、パチンコ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業を行うための施設</li> <li>* スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業を行うための施設</li> <li>* 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造または設備を有する個室を設けるものに限る)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業を行うための施設</li> <li>* 給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)</li> <li>* 飲食店業を営むための施設</li> <li>* 物品販売業または物品貸付業を営むための施設(当該施設で販売または貸付のための物品を陳列または展示を行わないものを除く。)</li> <li>* 洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を営むための施設(簡易宿泊所営業及び下宿営業以外のもの)</li> <li>* 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を営むための施設(簡易宿泊所営業及び下宿営業以外のもの)</li> <li>* 太陽光発電施設(自立する構造であって、土地に設置されるもの)</li> </ul>
広告塔及び広告板の新築、 増築、改築、移転もしく は撤去または外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 広告物及び広告板</li> </ul>



## ■まちづくり指針（全町民が守るべき事項）

○潤いと安らぎのある錦町を守り育てるため次のような点に配慮しましょう。

行 為	配 慮 す る ポ イ ン ト
建築物等の新築、増築、改築、移転もしくは撤去または外観の変更	建築物等及びさく、塀は、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保しましょう。 住宅等の意匠、色彩は周辺環境と違和感のないものとし、店舗等は周囲の景観に配慮した落ちついたものとしましょう。 敷地内の緑化、道路側の花木による緑化（生け垣）を図り、さく、塀には自然素材を活用しましょう。
木竹の伐採	伐採は必要最小限とし、伐採後の緑化に努めましょう。 老樹、銘木や良好な樹木は極力保全しましょう。
屋外における物品の集積または貯蔵	屋外における物品の集積に関しては、できるだけ目立たないような位置、形態とし、周囲の緑化による遮へいに努めましょう。
鉱物の採掘または土石等の採取	鉱物の採掘または土石等の採取は、緑等による遮へいに努めるとともに、完了後は速やかに緑化復元に努めましょう。
土地の区画形質の変更	自然の地形を活かした造成に努めるとともに、法面、擁壁が発生しないように努めましょう。 法面、擁壁が発生した際は、できるだけ小規模なものとし、緑化に努めましょう。 緑化修景のため、可能な限りの樹木の保全に努めましょう。
屋外における自動販売装置の設置	耐久性のある自動販売装置を設置し、景観に配慮したものとしましょう。 設置する者は、交通遮断や転倒による事故防止、空き缶等の散乱防止のための措置を講じましょう。
屋外広告物の設置または外観の変更	屋外広告物は、できるだけ道路から後退した位置に設置し、デザインがしっかりしたもので、多色遣いを避けた意匠、形態とし、退色、はく離のおこりにくいものとしましょう。
その他	生活排水、事業排水の適正処理に努めましょう。 ゴミ等の不法投棄や投げ捨てを慎み、ペット類の排泄物を散乱させないように努めましょう。

## ■届出が必要な行為の規模等

### ○大規模行為（町内全域）

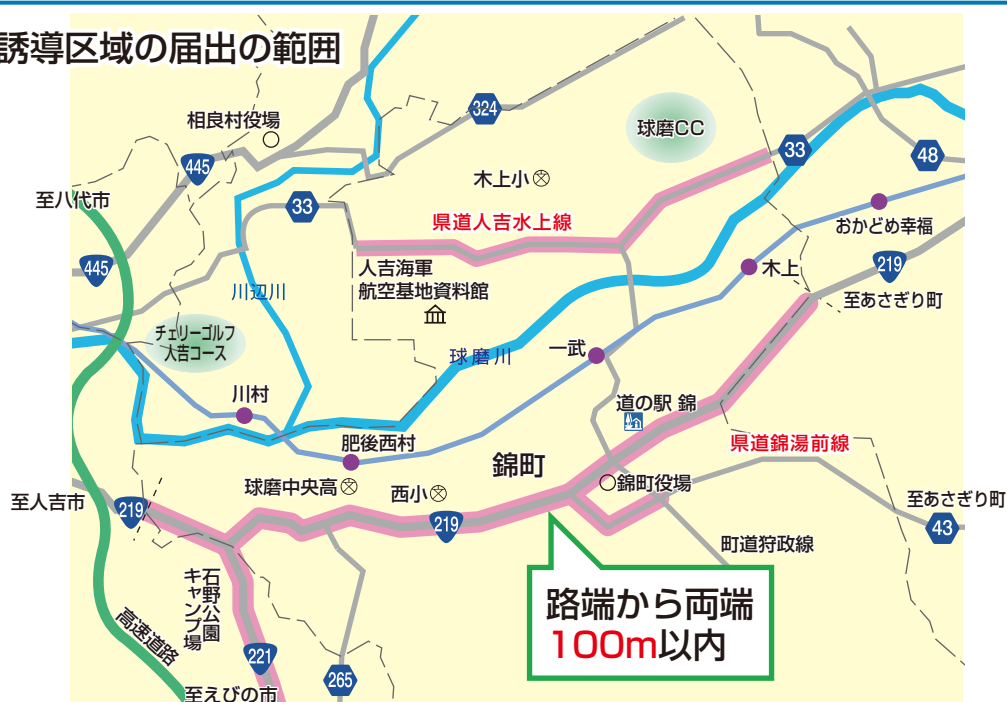
行 為	届出の必要な規模等の範囲の概要
大規模建築物等の新築、増築、改築、移転もしくは撤去または外観の変更	高さ13mを超えるか、または建築面積が1,000㎡を超える建築物及び工作物 高さ2mかつ長さが50mを超えるさく、塀
屋外における物品の集積または貯蔵	90日を超えて、面積が3,000㎡、高さ5mかつ長さ10mを超えて集積または貯蔵するもの
鉱物の採掘または土石等の採取	面積が3,000㎡、高さ5mかつ長さ10mを超える法面等が発生するもの
土地の区画形質の変更	面積が3,000㎡、高さ5mかつ長さ10mを超える法面等が発生するもの

## ○ 特別誘導区域

(国道 219 号線・国道 221 号線・県道人吉水上線、県道錦湯前線の国道 219 号線との交点から町道狩政線の交点までの区間の道路の路端から両側 100m 以内の区域)

行 為	届出の必要な規模等の範囲の概要
建築物等の新築、増築、改築、移転もしくは撤去または外観の変更	床面積が10㎡を超える建築物 高さ1.5mを超えるさく、塀、擁壁 高さ1.5mを超え、かつ事業区域の面積が100㎡を超える太陽光発電施設 高さ5mを超える煙突、高架水槽、記念塔等の工作物 高さ10mを超える電線路及び空中線の支持物 高さが5mを超え、かつ築造面積が10㎡を超えるコンクリートプラント、クラッシャープラント等の工作物
木竹の伐採	伐採面積が500㎡を超えるか、または高さ10mを超える木竹の伐採ただし、林業を営むためまたは樹木の管理等のために行う行為を除く
屋外における物品の集積または貯蔵	90日を超えて、高さ1.5mを超え、かつ水平投影面積が100㎡を超えて集積または貯蔵するもの
鉱物の採掘または土石等の採取	面積が500㎡を超え、かつ1.5m以上の法面等が発生するもの
土地の区画形質の変更	面積が500㎡を超え、かつ1.5m以上の法面等が発生するものただし、宅地の造成、土地の開墾以外で農林漁業を営むために行うものは除く
屋外における自動販売装置の設置	屋外における全ての自動販売装置の設置
屋外広告物の設置または外観の変更	表面面積が1㎡を超えるものただし、はり紙、立て看板、のぼり等で掲出期間が90日以内のものを除く

### 特別誘導区域の届出の範囲



## ■届出の手続き（行為に着手する4週間前までに）



## ■まちづくり促進区域の指定

まちづくりへの意欲が旺盛な地区の居住者等により、自然環境や生活環境等の整備推進について要望がある場合、当該区域をまちづくり推進区域として指定し、統合的かつ優先的に当該区域の整備を推進していきます。

## ■まちづくりの表彰

まちづくりに寄与していると認める団体、個人または建物等の所有者、設計者、施工者、その他の関係者を表彰します。



マスコットキャラクター にしきのももりん

この条例について詳しくは下記までお尋ねください。

### 錦町役場 企画観光課

〒868-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武1587番地

TEL: 0966-38-4419

FAX: 0966-38-1575